

平成23年(第)第510号 ボランティア基金返還等請求上告事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

当庁平成22年(第)第805号ボランティア基金返還等請求控訴事件について当裁判所が平成23年12月9日言い渡した判決に対し、上記上告人から上告の提起があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

上告人が提出した平成24年2月9日付け「上告理由書」には、民事訴訟法312条に規定する上告の理由の記載がない。

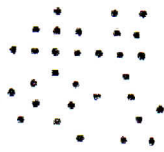
よって、同法316条1項1号、67条1項、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成24年2月16日

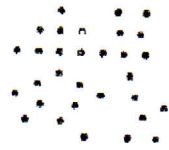
大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 前 坂 光 雄

裁判官 菊 池 徹



裁判官 白 井 俊 美



これは正本である。

平成24年2月16日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 近藤

